

**ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による支援の拡充案に対する  
御意見及びそれに対する考え方**

意見募集期間：平成 26 年 2 月 18 日～平成 26 年 3 月 19 日

意見提出者数：9

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	今回示された案よりも、組織以外が保管している物は行政が一括して回収保管する方が、今後の対策費用を考慮すると安価になるのではないかと。	産業廃棄物の処理（保管、収集運搬、処分）は、法律の定めにより排出事業者の責任で行わなければならないことから、御意見のように費用面を理由にして行政が一括して保管することは考えておりません。
2	無制限に個人を対象とすると、大企業者がその役員・従業員等を利用して不正に軽減を受けるおそれがあるため、個人については、大企業者の役員・従業員等を対象から除くべき。	法律の定めにより適正な保管が困難など特別の事情がない限り個人への譲渡は認められていないため、御懸念のような目的で大企業者が個人にポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物を譲渡することはありません。
3	今回の軽減制度の趣旨は、資力に乏しい中小企業者等の負担を軽減することであるので、十分な資力がある大企業者である個人事業主についても、対象から除くべき。	個人事業主であって中小企業支援法の中小企業に該当しない者は支援の対象とはなりません。
4	今回の支援拡充策を早急に実施いただきたい。また、もっと支援を拡大していただきたい。早急に誰でも処理できる体制を作り上げ、一日も早く PCB 処理が終了するよう取り組むべき。	今後の施策の参考とさせていただきます。

5	<p>現在補助対象は、高濃度PCBのみとなっているが、高濃度PCBよりは低額とはいうものの、低濃度PCBの処理費も未だ高額である。このようなことから、処理を見合わせている事業者がかなりあり、このような状況が続けば紛失等が発生する恐れがある。低濃度PCBも補助対象に含めるべきである</p>	<p>PCBを使用した機器の処理について、過去に焼却処理施設の立地ができず、化学処理方式を採用せざるを得ませんでした。化学処理は、焼却処理に比べて処理費用が高くなることから、中小企業者等の処理を着実に進めるため、PCB廃棄物処理基金が創設されたものです。このため、焼却処理が行われている微量PCB汚染廃電気機器等の処理を支援の対象にすることは考えていません。</p>
6	<p>事業者が解散又は事業の廃止により、PCB廃棄物を引き継いだ個人が、生活に困窮し、生活保護を受給している例がある。生活保護費からPCB廃棄物を処理するのは非常に困難であり、このようなPCB廃棄物を適正に処理するためには、高濃度、低濃度にかかわらず全額国の負担で処理をするべきである。</p>	
7	<p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金に国や都道府県だけでなく、PCB製造者、PCB使用機器メーカー等、産業界からの拠出もさせるべき。拡大生産者責任を徹底すべき。製造事業者と比較して、使用事業者、保管事業者の長年の保管の責任、処理の負担が重すぎる。</p>	<p>産業界等からもPCB廃棄物処理基金への拠出があり、PCB廃棄物の処理に関しての環境状況の監視・測定・評価及び安全性確保のための研究・研修の促進事業に使われています。</p> <p>なお、国のPCB処理基本計画において、製造事業者は、PCB廃棄物処理基金への資金の出えん以外にもPCBの使用の有無の判断やPCBの円滑な処理に必要な情報の提供に努めること、PCB廃棄物の処理の必要性に関する普及啓発等に協力することが求められます。今後とも引き続きこれらの役割が求められます。</p>
8	<p>小規模一般社団法人が所有する専修学校、職員が少ない財団法人に対して支援拡充をお願いしたい。</p>	<p>従業員が100名以下の社団法人や財団法人は、今回の制度改正により支援の対象となります。</p>
9	<p>料金負担能力の無い者への対策は、</p>	<p>現行制度において、破産していない場</p>

<p>弾力的に運用して欲しい。日本の法人において経営を悪化させて事業を中断・停止していても、廃止に至らない場合がある。このようなケースでは、法人の代表者が他の会社の従業員となり、個人の給与から会社の負債を返済するために資金的な余力がない。実態としては破産した法人の代表者個人よりも、金銭的に苦しいこともある。事情を聴取の上、料金負担能力の無い者への対策を適用する道を作って欲しい。</p>	<p>合でも中小企業者等に該当すれば支援の対象となっております。</p>
--	--------------------------------------